

第13回 葛飾区子ども・子育て会議

議事録

日時：平成27年3月19日（木）午後2時～午後3時38分

場所：ウィメンズパル 多目的ホール

【出席委員18人】

村井会長、加藤副会長、阿部（恵）委員、阿部（久）委員、井上委員、浅野委員、上田委員、黒沢委員、篠原委員、鈴木委員、田牧委員、福島委員、二葉委員、星委員、町山委員、谷本委員、廣瀬委員、森田委員

【欠席委員7人】

浦岡委員、小林委員、高野委員、南雲委員、信川委員、山口委員、三浦委員

【事務局】

区長、子育て支援部長、育成課長、制度改革担当課長、子育て支援課長、保育管理課長、子ども家庭支援課長ほか担当職員

次第

議事

- 1 「葛飾区子ども・子育て支援事業計画」計画書及び概要版
- 2 平成27年第1回区議会定例会提案条例について
- 3 平成27年度実施事業について
- 4 平成27年度「葛飾区子ども・子育て会議」の開催予定について
- 5 その他

【配付資料】

- 資料1 「葛飾区子ども・子育て支援事業計画」について
- 資料2-1 葛飾区子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例
- 資料2-2 葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 資料3-1 平成27年度に向けた学童保育クラブの受け入れ態勢について
- 資料3-2 子ども・子育て支援新制度への対応について
- 資料3-3 5歳児健康診査事業の実施について
- 資料4 平成27年度「葛飾区子ども・子育て会議」の開催予定について
- 資料5 本区における今年度の子ども・子育て支援新制度の周知状況について

【議事内容】

会長

- 定刻になったので、会議をはじめさせていただきます。
- 本日は傍聴人がいるため、注意事項を伝達。
- HP掲載のため、職員が記録撮影する旨。

会長

- 委員の出席状況等について、事務局より報告をお願いします。

事務局

- 出欠状況について報告。定足数に達しているため、会議が成立している旨。

会長

- 本日は本年度最後の会議となるため、議事に先立ち区長より挨拶があります。

区長

- 区長挨拶

- ・事業計画について、委員から多くの意見をいただき議論を深め策定することができた。
- ・これに基づき、妊娠から出産・子育てまで、安心して子育てできる環境づくりに取り組んでいきたい。
- ・先日、区長会出席した際、内閣府よりまち・ひと・仕事など「地方創生」に関する説明があり、都市部も社会的流入により人口増になっているが、これを除けば自然減であり、少子化・高齢化をいかに解決していくかが課題となっている。
- ・今後も、子どもたちにとって、この「かつしか」をふるさとと思ってもらえるまちづくりを進めていきたい。
- ・計画の実現にあたり、進行管理をする際も、皆さまから多くの意見を頂戴したい。
- ・本日も活発な議論をお願いします。

(公務により退席)

会長

- これより議事に入る。
- 事務局より資料の確認をお願いします。

事務局

- 配布資料確認。

議事（１）「葛飾区子ども・子育て支援事業計画」について

会長

- 議事１について事務局より説明をお願いします。

事務局

- 葛飾区子ども・子育て支援事業計画について説明。
- 内容的にはこれまでに確認していただいた通りだが、印刷の体裁を工夫し、表紙、区長あいさつ文、本文の空きスペースへの写真の掲載などを追加している。そのほか、字句等の修正を行っている。
- 来年度から担当課名が変更される場所については、新年度からの担当課名に変更。
- 計画の周知については、広報への掲載、かつしかFMでの紹介などを行い、今後、独自のパンフレットを作成し、新制度や計画について周知を行う予定。
- 計画の閲覧については、区内の事業者に計画を配付するとともに、区内関係機関にも配付し、閲覧できるようにする。また、区のHPでも閲覧可能となる。希望があれば計画書の販売も行う。

会長

- 特に意見等なければ次の議題に移りたい。

議事（２）平成 27 年度第 1 回区議会定例会提案条例について

会長

- 議事２について、事務局より資料の説明をお願いします。

事務局

- 資料２－１について説明。
- 区においても新制度に対応するために条例を制定するもの。
- 不正に給付を受けている疑いがある場合には、事業者や保護者に対して確認を求め、違反がある場合には 10 万円以下の過料に処する内容。
- 資料２－２について説明。
- 新制度の開始に伴い児童福祉法の一部改正が行われ、「保育に欠ける」という表現から「保育を必要とする」という表現に改められたため、関連する本区の条例についても同様に改正を行うもの。

会長

- 事務局の説明に対してご意見をお願いします。

委員

- 過料を科すことについて、「正当な理由なしに」とあるが、正当な理由とは具体的にどのようなことか。いわゆる情報弱者が情報を知らなかった故に過料を科されることになる恐れがあるのではないか。

事務局

- 新しく始まる制度であるため、具体的な理由については、今後、事例を積み重ねながら明確にしていく。
- 基本的には、悪質なケースに対して適用することを想定。

委員

- 今後、具体例が出てきたときには会議の場でも知らせていただきたいと思う。

事務局

- 他自治体との情報共有もありますので、本区以外の事例も含め、会議の場で紹介させていただく。

議事（3）平成27年度実施事業について

会長

- 議事3について、事務局より資料の説明をお願いします。

事務局

- 資料3-1について説明。
- 学童保育クラブの申込者数が増大しているため、既存施設の見直しと新規整備により学童保育クラブの受け入れ態勢を整えていく。
- 資料3-2について説明。
- 新制度への対応を図るために、保育料の多子減免や利用者支援事業を実施する。
- 資料3-3について説明。
- モデル事業での検証を踏まえ、5歳児健康診査事業を実施する。

会長

- 事務局の説明に対してご意見ををお願いします。

委員

- 5歳児健康診査事業は良い事業だと思う。
- 今後の要望として、区内に事業所のある幼稚園や保育園を利用している隣接市・区の子どもも対象に含めていただけるようお願いしたい。また、特別支援が必要な子どもに対する庁内横断的な支援体制をお願いしたい。

事務局

- 事業の対象については本区の子どもを対象として実施していきたい。
- 福祉、教育、健康の関連部局の連携についてはこれまでも行っており、今後も緊密に連携を図りながら支援にあたっていきたい。

委員

- 5歳児健康診査において、最後に結果説明を行った後のフォローはどのようになっているか。

事務局

- 結果説明の後も、結果に応じたフォロー体制を検討している。
- 特別な支援が必要かどうかについては、5歳児健診の段階ではすでに保護者や事業者が把握していることが多く、その場合は現在の支援を継続していくことになる。健診で初めて指摘を受けた方に対しては、医療機関との連携を図り、適切な支援につなげていくようにする。

委員

- 5歳児健康診査の中で、保護者と保育者へのアンケートがあるが、両方に実施するのか。

事務局

- 保護者については全員を対象に実施する予定。保育者については巡回指導などの機会を通じて実施していく。

委員

- 幼稚園や保育園に通っていない場合には、保護者へのアンケートだけではなく、保健師などによ

るチェックが行われないと、早期発見から漏れてしまうことがあるのではないかと。

- 保護者が問題ないと思っけていても、保育者の評価で何らかの課題があるとされた場合、保護者は動揺すると思うが、そのような場合はどのような対応するのか。

事務局

- アンケートの中では気になることを記入できるようにする予定のため、そちらを活用していくことも予定している。また、5歳児健康診査までにも各種の健診の機会があり、それまでの経過などについても見ていく。
- 保護者と保育者の評価が異なる場合も考えられますが、慎重に状況を見極め、何らかの支援が必要な場合には、保護者の方に自覚し、納得していただけて必要な支援につなげていくようにする。

委員

- 保護者アンケートが戻ってこない場合などは特に注意して確認していただけてほしいと思う。

委員

- 利用者支援事業についてですが、現在、庁舎4階には案内のスタッフが配置されていますが、案内の人とは別にアドバイザーが配置されるということによろしいでしょうか。
- また、保育アドバイザーはどのような資格を持った人を配置する予定なのか教えていただけてほしいと思います。
- 今後の要望としては、子ども総合センターには早急に保育アドバイザーを配置していただけてほしい。

事務局

- 計画期間の5年間に4～8か所への配置を計画していく。事業の実施状況を見極めながら実際の必要性に応じた配置を検討していきたい。
- 人材については当面は事務手続き等の案内が中心になると思われるため、委託してお願いすることを想定。今後、配置を増やしていく際にはそれぞれの窓口が必要とされる人材を養成していくようにしていく。
- 委託する人については、その一部に保育士や心理士などの資格のある方をお願いしている。
- 窓口に対応できる人材の養成には時間を要するため、今後の窓口の拡大は必要とされる人材の要件と必要とされる場所を見極めながら養成をしていきたい。

委員

- 学童保育クラブについて、学校内にある学童はある程度広さが限られてくると思うが、その場合はどのように入所の優先順位をつけていくのか。
- 放課後の5時ごろまでのわくチャレと夜7時までの学童では利用時間が異なりますが、どのように調整をしていくのか。

事務局

- これからの学童は6年生までの全学年を対象とすることになりますが、来年度の申し込み状況をみると、4～6年生では、現在利用している新4年生の申し込みが多く、5・6年生の申し込みは少ない状況。
- 入会基準は保護者の就労状況が要因としては大きく、その上で学年による評価点の加算があるため、低学年ほど保育の必要性が高いと判断される。
- わくチャレと学童の連携については現在、具体的な内容を検討しているところ。利用時間や対象学年なども含めて連携の在り方を検討している。

委員

- 学童保育クラブについて、対象学年が拡大されたことにより、これまでであれば利用できた子どもが利用できなくなるなどの状況についてわかれば教えていただけてほしいと思う。
- 保育が必要と考えているにもかかわらず、入会できなかった場合はどのようにすればよいのか。わくチャレのある学校であればよいが、無い場合はどうすればよいのか。特に夏休み・冬休みなどの長期休暇の場合に困ると思われる。
- 5歳児健康診査で、発達に課題があると判断された場合、地元の小学校に通うことができるかどうか気になる場所ではないかと思う。小学校の就学支援とも連携して保護者の不安を解消できるようにしていただけてほしいと思う。

事務局

- 何らかの課題がある子どもに対しては、保護者に対しても課題を受け入れてもらえるようにしてい

ねいにサポートを行っていく。

- 継続的なサポートについては保護者の意向によりますが、アイリスシートを活用して関係機関が情報できるようにしている。
- 学童の申し込み状況については、平成26年の3767人に対して、平成27年は4549人となっています。1～3年生の申し込みも増えており、4～6年生については大半が新4年生の申し込みとなっています。実際に入所した数については現在集計中のため、わかり次第お知らせしたい。

委員

- 利用者支援事業について、対面の窓口のほかに、電話やメールでの問い合わせにも対応してもらうことができるのか。
- 相談内容の事例などをHPで紹介してもらえると相談しやすくなるのではないかと思う。
- 保育料減免となる第2子とはどのような定義になるのか。
- 学童保育クラブを新設する場合には、建物に耐震性に問題がないかについても確認していただきたいと思う。

事務局

- 相談対応についてはこれまでも電話やメールを受け付けており、今後も同様に対応していく。
- 利用者支援事業については、対面を基本と考えており、対面で実施していく。
- 相談事例の紹介については検討させていただく。個人情報などに配慮し、普遍化した事例集を用意することはできると思うので、前向きに取り組みます。
- 減免の際の第1子については、国では未就学児を基本としていますが、本区においては小学6年生までのお子さんを対象とし、小学6年生までのお子さんがいらっしゃる場合には、そのお子さんから2番目、3番目と数えて、保育園を利用する場合に多子減免を適用していく。
- 学童保育クラブの施設の耐震性については、今回の新設の場合、新築物件であり、耐震性に問題はありません。

委員

- わくチャレと学童の連携がよくわからない。以前、わくチャレと学童の併用は認められないといわれたことがある。

事務局

- 平成26年までで併用できる場所は12か所となっていました。平成27年からは18か所で併用が可能となります。

会長

- 5歳児健診については本日の委員の意見に共通していることは、何らかの支援が必要と判断された場合、子どもだけではなく、その保護者に対してもサポートしていくことが重要という指摘があったように思う。今後の運用においては保護者に対するフォローにも留意して取り組んでいただきたいと思う。

事務局

- 医師会との協議においても保護者へのフォローの重要性について指摘をいただいたところであり、運用に際しては保護者へのフォローにも留意して取り組んでいく。

議事（4）平成27年度「葛飾区子ども・子育て会議」の開催予定について

会長

- 今後の子ども会議の開催予定について事務局より説明をお願いします。

事務局

- 現在の委員の任期は平成27年3月31日までとなっており、来年度の委員については各団体を通じて推薦をお願いしているところ。
- 改めて子ども会議の役割について説明。
- 平成27年度以降も会議を開催し、本計画の進捗などについて審議予定。
- 平成27年度は平成27年10月から平成28年2月頃に2回程度の開催を予定。

会長

- 事務局の説明に対してご意見ををお願いします。

- 特になければ次の議題に移りたい。

議事（５）その他

会長

- その他について事務局より説明をお願いします。

事務局

- 資料５について説明。
- 新制度及び本計画の周知に関するこれまでの取り組みについて報告。
- 今後も利用者の視点に立って情報提供に努めていく。

委員

- 計画書の表紙なども親しみやすいものになってよかったと思う。
- 計画の周知に対してはこれまで以上に職員の皆さんが力を入れてくださっていると思う。
- 認定こども園を運営している委員にお尋ねするが、認定こども園について保護者から質問をいただいたのでわかるようであれば教えていただきたいのだが、０～２歳の子どもは保育利用となり、保育士が終日対応するという認識でよいか。また、３歳以上の場合、ある時間までは保育利用で、途中から教育利用に切り替わるということでのよいか。

委員

- わたしが運営する園の事例としては、認定こども園における３～５歳の教育時間はこれまでの幼稚園と変わらない。
- ただし、早朝と夜の利用は保育利用となり、早朝に保育としてお預かりした後、教育利用の時間になると教育の方に送り出すような形になる。
- 保育は家庭に相当するもので、教育利用に切り替わる時は幼稚園に送り出すように移動することになる。
- ０～２歳は終日、保育として過ごす。１１時間開所に加えて、２時間延長を実施し、保育士は交代勤務することになる。

委員

- パンフレットのp. １で、３～５歳で仕事をしている場合には幼稚園が利用できないようにみえる。

事務局

- p. １はわかりやすく一般的な利用イメージで整理していますが、認定区分の詳細などについてはp. ４の方に記載してあります。

委員

- 保育を必要とするけれども、幼稚園を利用する場合などの注意書きがどこかに記載してあってもよいのではないか。

委員

- 預かり保育は各園で差があり、各園にお問い合わせくださいとしてもよいのではないか。

会長

- 大幅な記載の変更は必要ないですが、注記などの調整が可能なようであれば検討してください。

会長

- その他に委員からあればお願いします。
- 特にないようであれば、事務局より、連絡事項などをお願いします。

事務局

- 平成 27 年度の会議については年度の後半に２回ほど開催を予定。詳細については時期が近づいたところで改めて委員の方にお知らせする。

会長

- その他に委員から何かあればお願いします。

委員

- 自分の所属団体にて開催予定のイベントについてのお知らせ。

会長

o それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。皆様には13回にわたり審議にご協力いただきまして誠にありがとうございました。